

# 4月診療分から子ども医療費助成を拡充します

問 子ども支援課 子ども給付係 ☎767-2193

## 小学生から18歳まで

医療機関等窓口での500円負担(医療機関ごと月の初回のみ)がなくなります。

※通院・入院ともに全額助成となります。

## 未就学児

これまでどおり、通院・入院ともに全額助成です。

申請は不要です。ただし、新たに出生、転入された方は新規申請が必要です。4月からは、3月に郵送した新しい受給者証をご利用ください。

- ・子ども医療費の助成は保険適用分のみ対象で、医師の処方による薬代も全額助成されます。
- ・学校等でのけがで、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる場合は、子ども医療費受給者証を使うことができません。詳しくは、学校へご確認ください。

医療機関等を受診する際は、必ず健康保険証と子ども医療費受給者証(ピンク色)を医療機関等窓口に提示してください。

医療費制度の拡充により、医療機関を受診しやすい環境が整いました。お子さんが安心して暮らせるように、早めの受診・早期治療を心がけましょう。

## 各種手当・医療費助成制度をご存じですか

支給・所得要件があるものも含まれます。詳しくは町ホームページをご確認ください。

### 【児童手当】

中学校修了前までの児童を養育している父、母または父母に代って養育している方

### 【児童扶養手当】

18歳の年度末までの児童を監護している母子父子家庭の父、母または父母に代って養育している方  
手当額は令和2年度と同額です。

全部支給 43,160円 一部支給 43,150円～10,180円

### 【母子・父子家庭医療費助成】

18歳の年度末までの児童を監護している母子父子家庭の父または母および児童(18歳の年度末まで)各種医療保険の対象となる医療費の自己負担分のうち、通院の場合で1件1,000円を控除した額、入院の場合で1件2,000円を控除した額が、申請により助成されます。※生活保護受給者は対象外

### 【養育医療】

身体の発達が未熟なまま出生した未熟児(出生体重2,000g以下の者。出生体重が2,000g以上でも、生活力が特に薄弱であり、養育医療給付に該当する諸症状がある場合)で医師が入院養育を必要と認めた乳児(1歳未満の者)

問 子ども支援課 子ども給付係 ☎767-2193

次の4つの手当額は令和2年度と同額です。

### 【特別児童扶養手当】

20歳未満で一定の障がいをお持ちの児童を養育している父、母または養育者

### 【特別障害者手当】

精神または身体に重度の障がいをお持ちの20歳以上の方 ※施設入所者、3か月以上入院している方は対象外

### 【障害児福祉手当】

精神または身体に重度の障がいをお持ちの20歳未満の方 ※施設入所者は対象外

### 【障害者医療費助成】

身体障害者手帳1級および2級、身体障害者手帳3級(内部機能障害のみ)、療育手帳Aをお持ちの方、特別児童扶養手当1級支給対象の方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※生活保護受給者は対象外

問 地域福祉課 障がい福祉係 ☎767-2148